



こんにちは
日本共産党
市議会議員

辻おさむ 市政レポート

2012年4月22日 No.182 発行/辻修 尼崎市大庄西町2-22-5 Tel.6417-7424
ホームページ <http://www.poporo.ne.jp/~o-tuji/>

東日本大震災 ガレキ処理受け入れ検討は 安全確保と住民合意で



震災ガレキの検討にむけて 市長に申入れ

東日本大震災のぼう大な災害ガレキは、いままも山積み状態で、岩手県、宮城県の被災地の復興の大きな障害です。

被災地だけで処理を行うことは困難です。政府が被災地での処理能力を強化することはもちろん、被災県以外の協力を得て「広域処理」をすすめることが必要です。

しかし、ほとんどすすんでいない最大の障害は、最大の障害は、政府が放射性物質への対策を真剣に行っていないことにあります。

尼崎市が検討を開始

尼崎市は4月9日、東日本大震災でのガレキの広域処理を「受け入れるかどうかの検討を始める」と表明。4月12日に日本共産党市議団が、市長に申入れをしました。

◇ ◇

ガレキの「広域処理」にあたっては、焼却や埋め立てによる汚染の拡大への懸念や不安があります。こういった懸念や不安にきちんとこたえ、住

民の健康と安全を守る立場で、基準と対策の見直しを抜本的におこなない、住民の納得を得る必要があります。

【要望項目】

1. 検討の各段階において、すべてのデータを公表すること。

2. 大阪湾広域臨海環境整備センターに他府県市町村からの焼却灰が、通過、中間貯蔵される危険があり、大阪湾センターにたいし、尼崎市の検討結果を無視した処置・決定がなされないように申し入れること。

3. 災害廃棄物処理を受け入れる場合は、必要な財源を国に求めること。

4. 住民合意ですすめる立場を貫くこと。

以上

あなたのご意見をお寄せください



東日本大震災での災害がれき

岩手県 約 4 7 6 万トン (11年分)

宮城県 約 1 5 6 9 万トン (19年分)

指定廃棄物の基準

- 国の基準
8 0 0 0 ベクレル / kg
- 関西広域連合の基準
2 0 0 0 ベクレル / kg
- 尼崎市が考えている基準
1 0 0 ベクレル / kg
- 原発事故前の国基準
1 0 0 ベクレル / kg

政府は、ガレキのうち、特別に管理が必要な指定廃棄物は、セシウム134とセシウム137の濃度の合計で1キログラム当たり8000ベクレル以上のものと定めています。つまり、焼却後に8000ベクレル以下なら、「埋め立てOK」ということです。原発事故前は、1000ベクレルを超えると低レベル放射線

汚染物質として管理処理していましたが、処理といたっても、実際にはドラム缶に詰めて山積みになっていく状態です。いきなり80倍に引き上げ、「8000ベクレルまでは、普通に埋め立てても大丈夫」と言われても不安です。政府の試算でも廃棄物の処理に携わる作業者に年間1ミリシーベルト近い被ばくを容認するものです。

一方、関西広域連合が、独自に2000ベクレルという基準を打ち出しました。これも、2000なら安全なのか？よくわかりません。

尼崎市は通常基準の100ベクレルで検討

尼崎市は、原発事故前の通常の基準である100ベクレルを基準に検討することを打ち出しました。

具体的には、搬入時も100ベクレル以下のガレキを受け入れ、焼却処理の途中でも100ベクレル以下で焼却し、最終焼却灰（搬出）も100ベクレル以下になるように、あらゆる段階で100ベクレルを超えないように対応したいとのことでした。

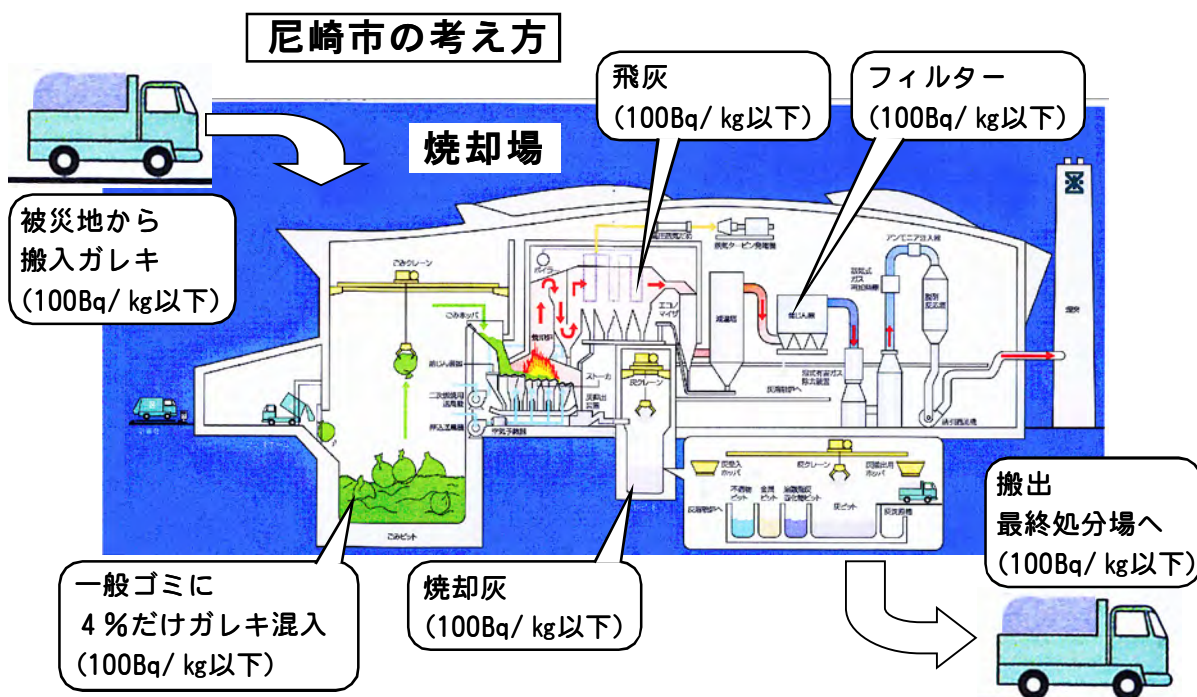
100ベクレルで受け入れ可能量は1000トン

尼崎市は、本来は1万トンの受け入れ能力があり、佐用町の水害時も1万トンのガレキを受け入れてきました。

しかし、セシウム濃度は焼却すると高濃度になるので、焼却時に一般廃棄物と混ぜて、焼却時の濃度を下げる必要があります。

そうすると、廃棄物全体の4%ぐらいしか災害ガレキを混入できません。尼崎の第1工場の焼却能力は年間3万トンなので、4%だと1200トンであり、余裕を見て1000トンぐらいが受け入れ可能な量になる計算です。

ガレキ処理受け入れ YES? NO?



尼崎市の受け入れ検討の進め方

- ①受入基準・マニュアルの検討——（国や関西広域連合等の受入基準をもとに市の受け入れ基準や管理マニュアルについての検討を行う。）
- ②試験前周辺環境等測定——（焼却灰、排水、周辺環境等の放射線濃度等の測定を行う）
- ③市民説明会（1）——（受入可否検討の進め方や試験焼却の方法、安全性や測定方法についての説明）
- ④現地調査——（排出側である被災地での現地調査を行う）
- ⑤試験焼却——（市の焼却施設での試験焼却及び環境測定）
- ⑦市民説明会（2）——（試験焼却での環境測定結果の説明）
- ⑧受け入れの可否判断——（説明会等での市民の意見、現地調査、試験焼却結果などを総合的に検討し受入の可否を判断）
- ⑨市民説明会（3）——（可否判断結果について説明会を開催する）

尼崎の焼却灰はどこへ？

尼崎で焼却した灰は、平左衛門町の大阪湾広域臨海環境整備センター（通称・大阪湾センター）の積み出し基地から船に載せて、大阪と神戸沖のフェニックス埋立地に運びます。東海岸町はすでに埋め立てが終わっているため、もって行くことはできません。

それでも、焼却灰を持っていくところがありません。尼崎で受け入れる場合は、海洋埋め立ての安全基準が示される必要があります。

もうひとつの問題は、尼崎が、近畿2府4県168自治体の焼却灰の積み出し基地になっていることです。

尼崎は通過点

海洋埋立ての基準なし

国の最終処分場での基準8000ベクレル/kgは、陸上の管理型埋め立ての場合で、海洋埋め立ての基準は、まだ示されていません。そのため、尼崎で焼却

している自治体のすべての焼却灰が来るわけではありませんが、尼崎を通り、大阪湾センターに中間貯蔵され、積み出されることになれば、せっかく尼崎で100ベクレ

ル以下にする努力をしても、他の自治体の8000や20000ベクレルといった濃度の高い焼却灰が集められることになったら、苦勞が水の泡です。

昨年10月に大阪湾センターが持ち込み灰の検査をしたら、ほとんどは「不検出」ですが、ときどき、ばいじん処理物に8〜13ベクレル程度が菅



フェニックスの受入地域は、近畿2府4県168市町村→

受入廃棄物中の放射性物質濃度の測定結果

大阪湾広域臨海環境整備センタ

廃棄物の種類	測定日	測定結果 (Ba/kg)		検出下限値 (Ba/kg)		
		セシウム134	セシウム137	セシウム134	セシウム137	
一般廃棄物	ばいじん処理物	10月21日	不検出	不検出	9.4	10
一般廃棄物	ばいじん処理物	10月27日	不検出	不検出	9.8	9.4
	焼却灰		不検出	不検出	10	8.2
一般廃棄物	ばいじん処理物	10月25日	不検出	10	10	8.3
一般廃棄物	焼却灰		不検出	不検出	9.9	9.4
一般廃棄物	焼却灰	10月24日	不検出	不検出	10	8.8
	ばいじん処理物		不検出	13	10	9.1
	ばいじん処理物		不検出	11	9.4	10
一般廃棄物	ばいじん処理物	10月21日	不検出	不検出	7.4	10
	焼却灰		不検出	不検出	6.3	6.8
	ばいじん処理物		不検出	7.8	9.3	6.5
	ばいじん処理物		不検出	9.2	9.0	7.9
	ばいじん処理物		不検出	7.9	7.6	7.0

※不検出は検出下限値未満であったことを示し、検出下限値は試料の比重によって異なる。



尼崎市平左衛門町の搬入基地



神戸沖フェニックス埋立地